

参 考 資 料



資料 1. 大井町環境基本条例

平成13年 3 月21日

条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 施策推進のための方策（第10条～第17条）

第 4 章 環境審議会（第18条）

附則

私たちのまち大井は、三方を緑あふれる山に、また一方をきらめく清流酒匂川に囲まれ、街中を縦横に走る用水と、丹沢山塊からの水資源とに恵まれ、太陽と水と緑が調和した温暖で豊かな自然環境の下に、田園が広がる「ひょうたん」の町として知られています。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性を求める社会経済活動の拡大や生活様式の変化などにより、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁が地域のひいては地球全体の環境そのものにも影響を及ぼすことが懸念されています。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを自覚し、郷土である大井と、人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに社会経済活動や生活様式を見直し、環境に配慮した社会を構築しなければなりません。

このような認識のもとに、大井の将来にわたる持続的な発展と地球規模の環境保全を実現するため、まず地域から行動を起こすことを決意し、その実現のためこの条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響

を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、町の施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町は、基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の発生の抑制、再生利用により環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じる責務を有するとともに、廃棄物の発生の抑制、再生の利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全並

びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の保持を図るとともに、河川、用水、森林、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。
- (3) うるおいと心のかよう都市環境を保全及び創造するため、緑やせせらぎ等と調和した都市基盤を整備し、地域の財産である酒匂川の松並木越しに見る富士の眺望と、歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全のための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、大井町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策推進のための方策

(総合的調整)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある町の施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第12条 町は、町民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第13条 町は、町民等が自発的に行う地域の環境美化活動、資源の循環に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 町は、環境の保全及び創造を図るために必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握について、必要な調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、大井町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

資料 2. 大井町環境美化条例

平成13年 3 月21日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第 3 号）の本旨を達成するため、廃棄物の不法投棄及びその散乱の防止並びに土地建物等の適切な管理に関し、町、町民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。次項において「法」という。）第16条の規定に違反してみだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 町民等 町民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(町民の協力)

第 3 条 町民は、廃棄物の不法な投棄を発見したときは、速やかに町に通報する等、町が行う廃棄物の不法投棄の防止に関する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第 4 条 町長は、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草（枯草又はこれに類するかん木類を含む。）の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。

(標識)

第 5 条 空き地の管理者は、当該空き地等の見易い場所に自己の住所、氏名等を明示した管理標識等を設置するよう努めなければならない。

(資材、廃材等の所有者又は管理者の義務)

第 6 条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を公共の場所等に不法に放置してはならない。

- 2 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を自己の所有、占有又は管理する土地・建物等から飛散若しくは流出させ、又は当該土地・建物等においてたい積させる等して、生活環境を悪化させてはならない。

(不法投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに捨ててはならない。

2 町民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。

(2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 町が指定した廃棄物の集積場所に廃棄物を排出する者は、町が定める排出の方法に従わない方法又は当該集積場所の清潔を妨げる方法によって、廃棄物を排出してはならない。

(指導等)

第8条 町長は、第6条に規定する資材、廃材等の所有者又は管理者の義務を怠った者に対し、資材、廃材等の除去その他の必要な措置について、指導、勧告することができる。

2 町長は、前条第1項に規定する土地に廃棄物が捨てられ、又は捨てられるおそれがあり、良好な環境の保全の妨げとなると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、廃棄物の除去その他必要な措置について、指導、助言することができる。

(措置命令)

第9条 町長は、第7条第1項の規定に違反して廃棄物をみだりに投棄した者に対し、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(告発及び氏名等の公表)

第10条 町長は、前条に定める命令に従わない者で悪質と認められる者に対しては、関係機関へ告発するものとする。

2 町長は、違反者が前条の規定による命令に従わない場合には、当該違反者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）等を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

資料 3. 大井町環境審議会規則

平成13年 3 月21日規則第 5 号

改正

平成14年 2 月 6 日規則第 1 号

平成17年 4 月 1 日規則第 2 号

平成20年 3 月24日規則第 8 号

平成21年 3 月23日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第 3 号）第18条第 1 項の規定に基づき設置された大井町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告

する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長が必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第6条 会長又は部会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初の審議会の会議は、町長が招集する。

3 大井町環境保全審議会規則（昭和55年大井町規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成14年2月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料 4. エコ・タウンおおい推進協議会設置運営要綱

(趣旨)

第 1 条 恵まれた自然環境を守り育てるとともに、持続可能な低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現へ向けた環境施策の検討及び推進を図るため、エコ・タウンおおい推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し、施策の検討及び推進に向けて協議を行う。

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること
- (2) 3 R の推進に関すること
- (3) 自然との共生に関すること
- (4) 環境基本計画の策定に関すること

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 8 名以内で構成する。

- 2 委員は、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第 5 条 会長は必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第 6 条 施策の検討及び推進を図るため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名するとともに、会長の承認により必要に応じて委員でない者を部会の構成員とすることができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長は必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料5. 環境に関する町民・事業者アンケート調査結果

1. 町民アンケート調査

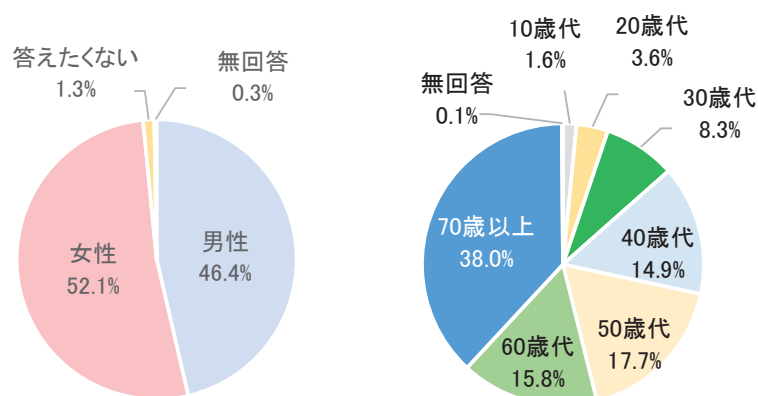
(1) アンケート調査の概要

- 調査対象：年齢・地区等で偏りが出ないように条件付与の上で住民基本台帳よりランダム抽出した18歳以上の2,000名の町民
- 調査方法：調査票を郵送し郵送による回収
- 回答数：772通（回収率：38.6%）

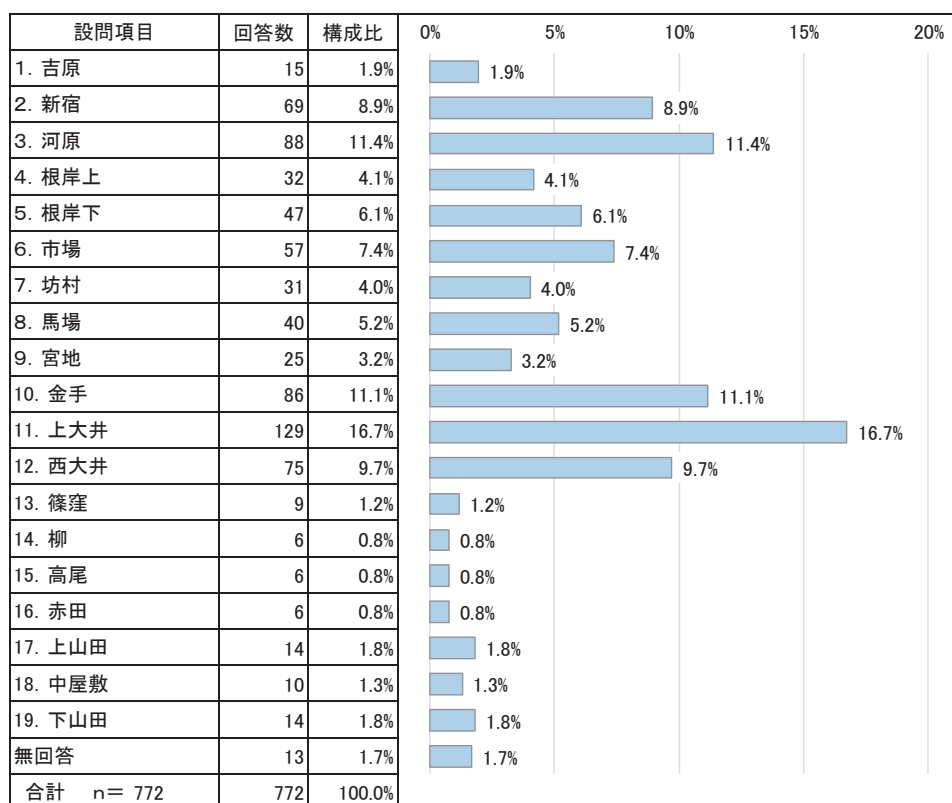
※回答欄に無記入のものを無回答として集計しました。また、単一回答カ所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計しました。

(2) 回答者の属性

■性別・年齢

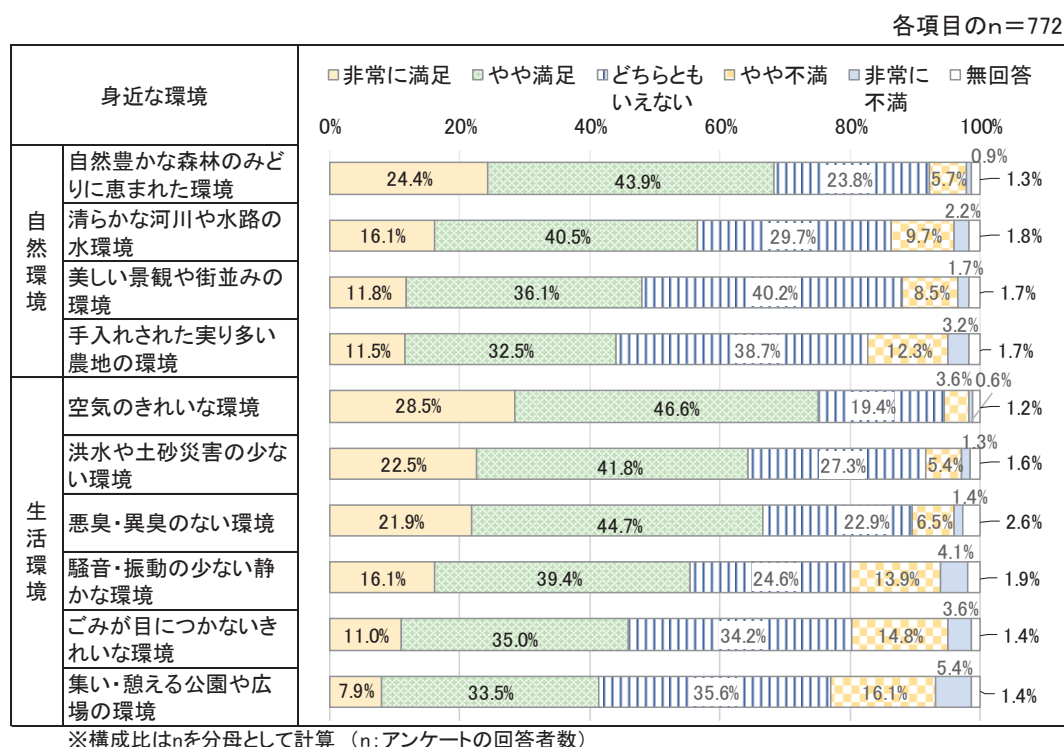


■お住まいの地区



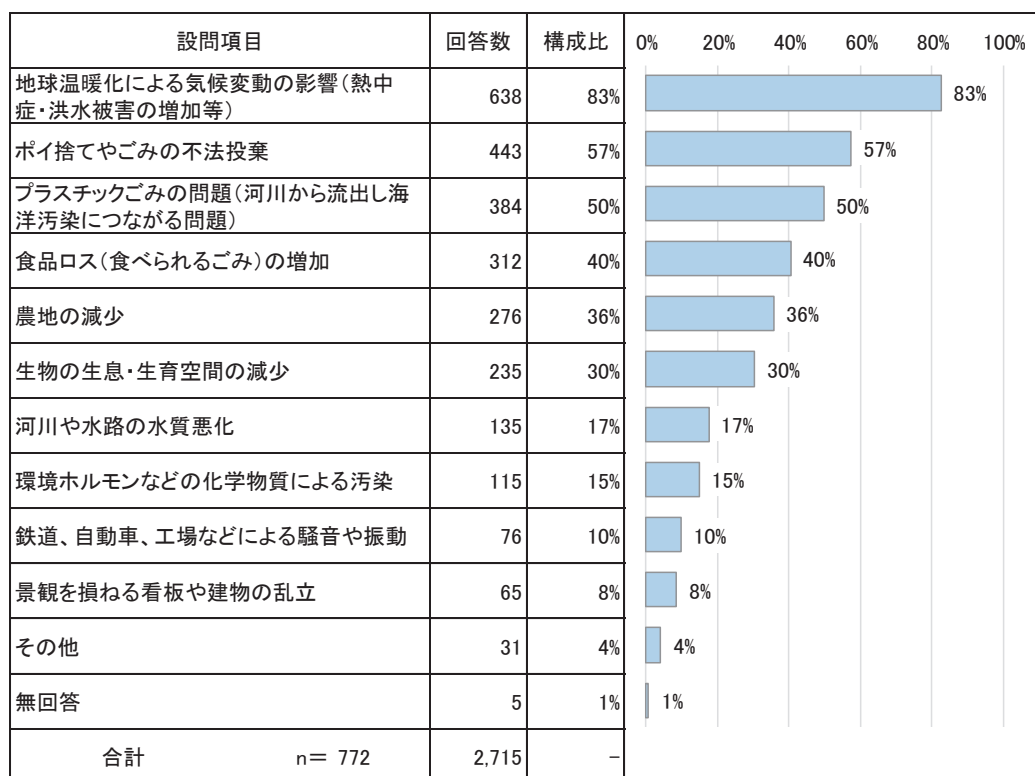
(3) 身近な環境のことについて

問 1 あなたは現在の身近な自然環境や生活環境に対して、どのように感じているか。
(それぞれ1つ選択)

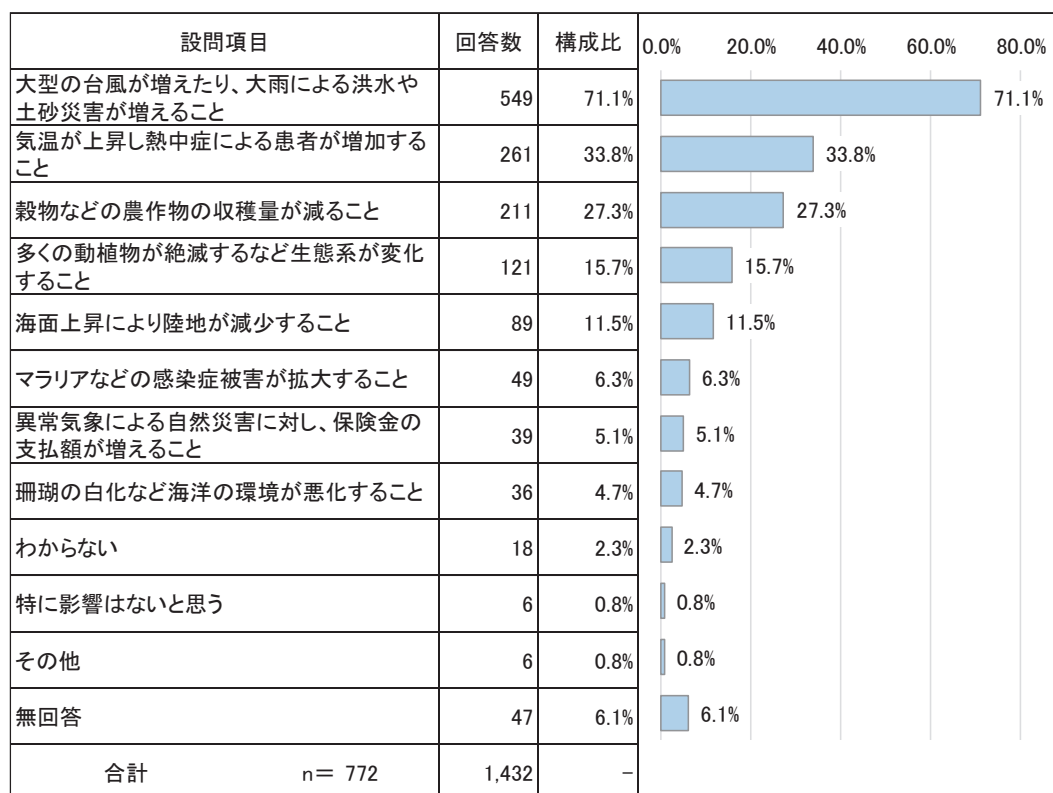


(4) 環境問題のことについて

問 2 近年、特に気にかかる環境問題はどれですか。(いくつでも選択)

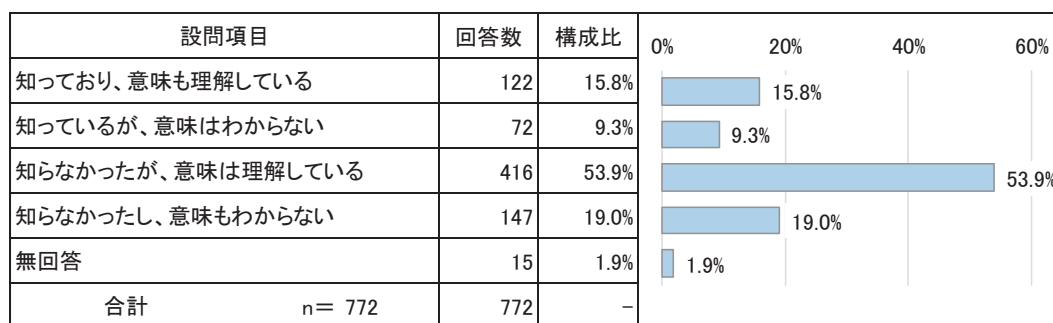


問3 地球温暖化による様々な影響の中で、特に問題となることは何か。(2つまで選択)

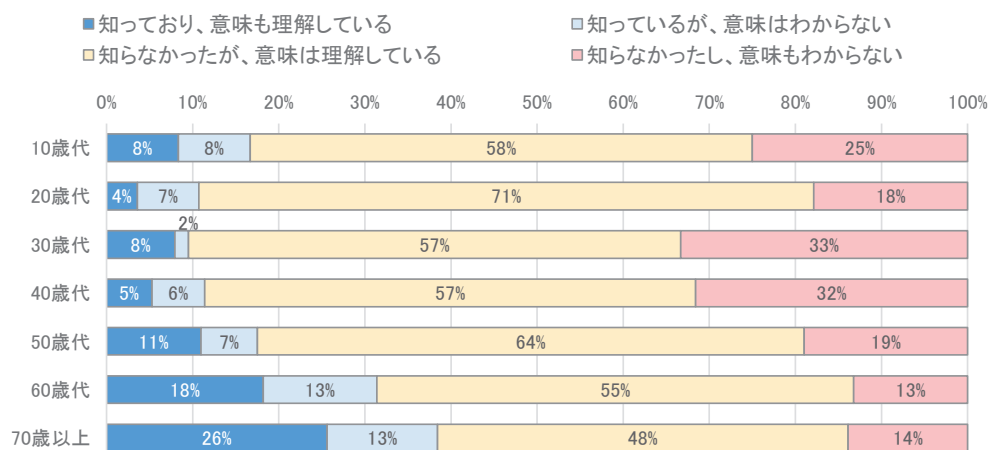


※構成比はnを分母として計算(n: アンケートの回答者数)

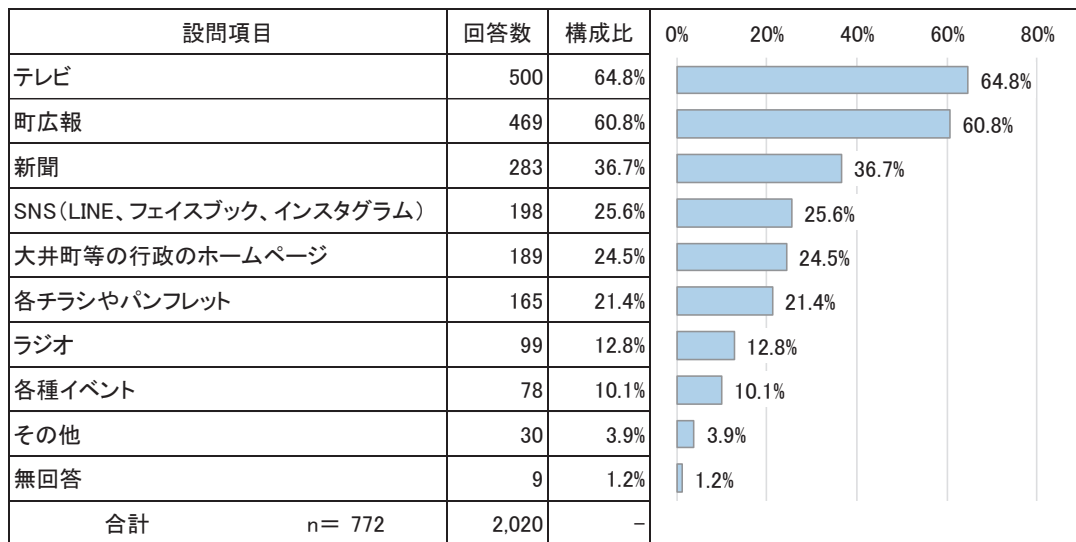
問4 大井町では、令和4年3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。このことについてご存知ですか。(1つ選択)



【回答者の年代別回答割合】



問5 「地球温暖化対策」や「環境行政施策」に関する情報を取得する手法はどれですか。
(いくつでも選択)

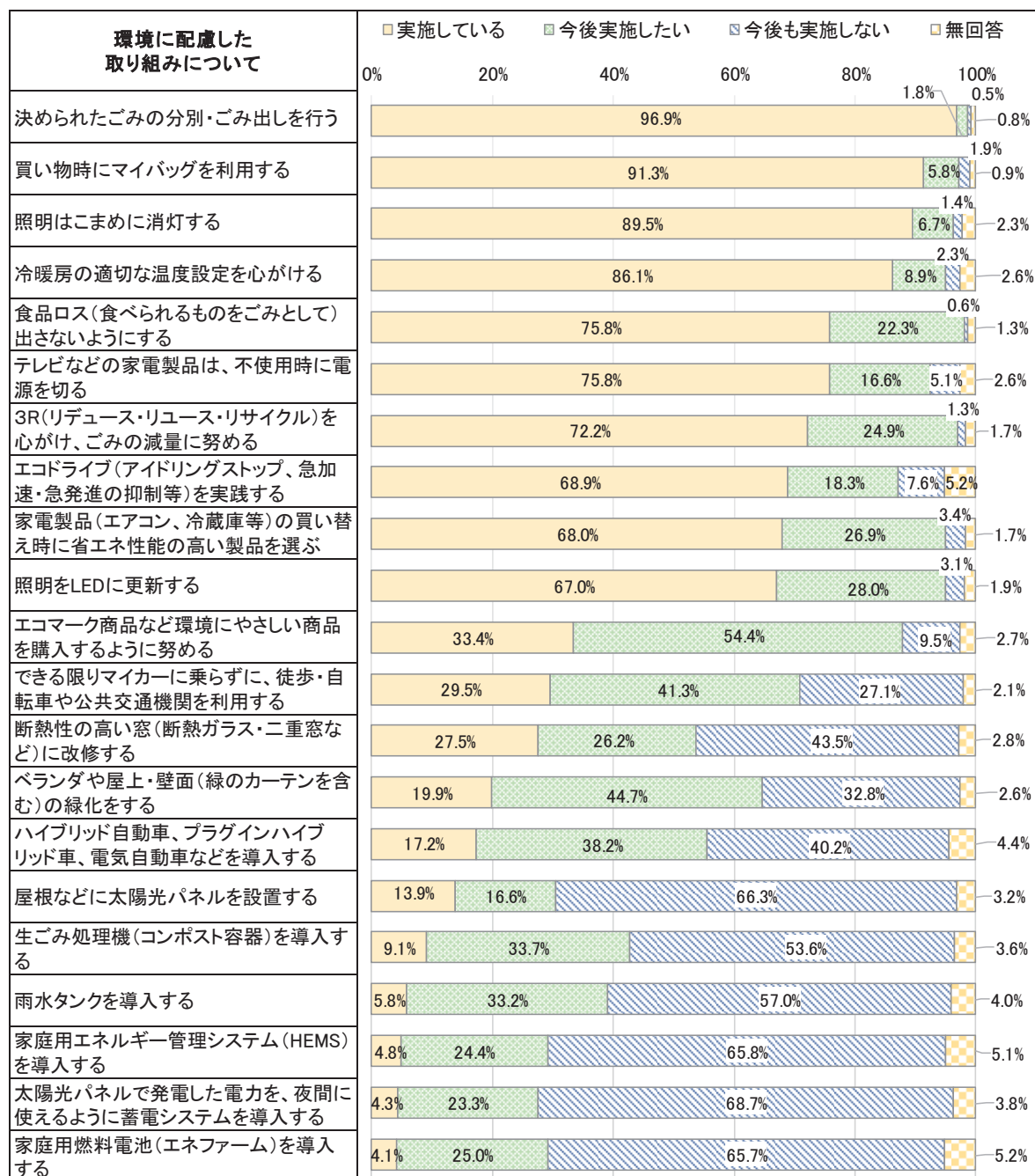


※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

(5) 環境に配慮した取り組みについて

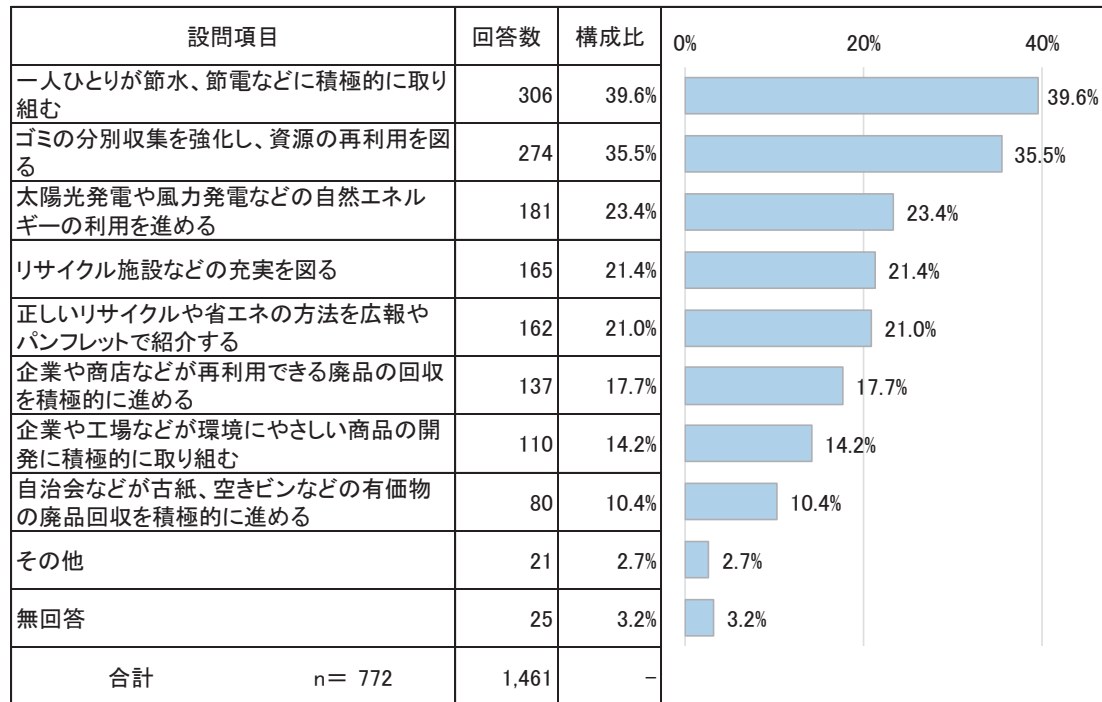
問6 地球温暖化を防止することにつながる環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っているか、または行う予定があるか。(それぞれ1つ選択)

各項目のn=772



※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

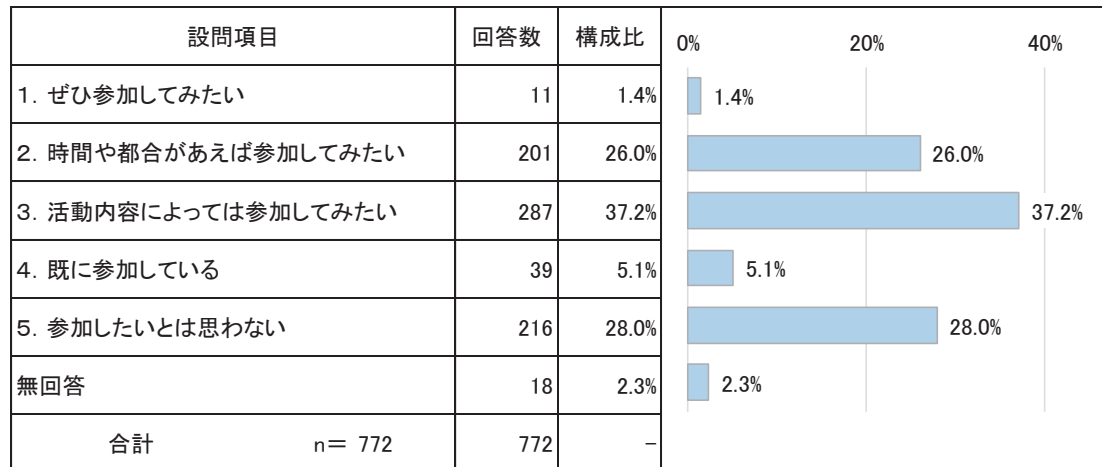
問7 あなたは、「リサイクル」や「省エネ」を進める上で、地域や町全体においてどんな取り組みを重点的に行うべきだと思うか。（2つまで選択）



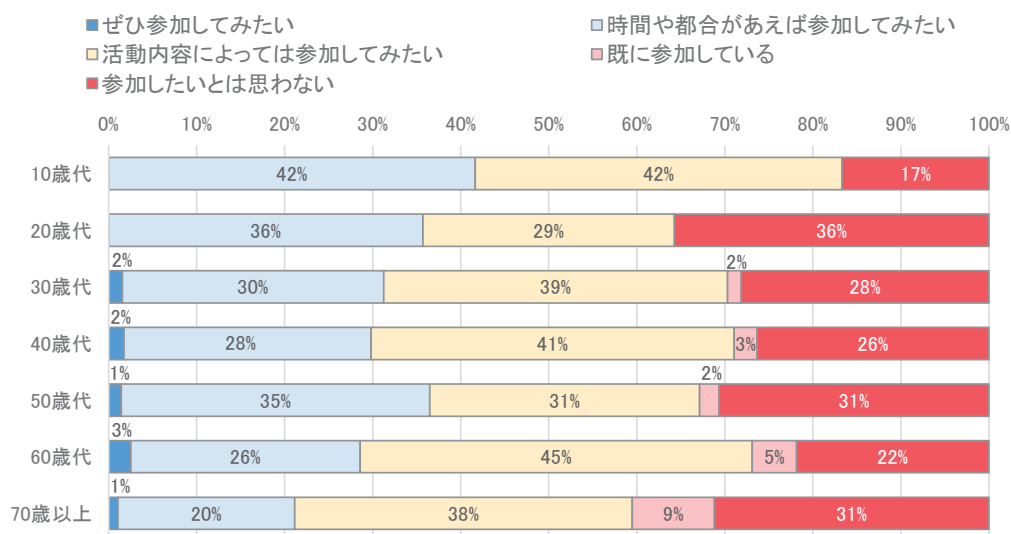
※構成比はnを分母として計算（n：アンケートの回答者数）

（6）環境活動への参加について

問8 地域の自主的な環境活動へ参加してみたいと思うか。（1つ選択）

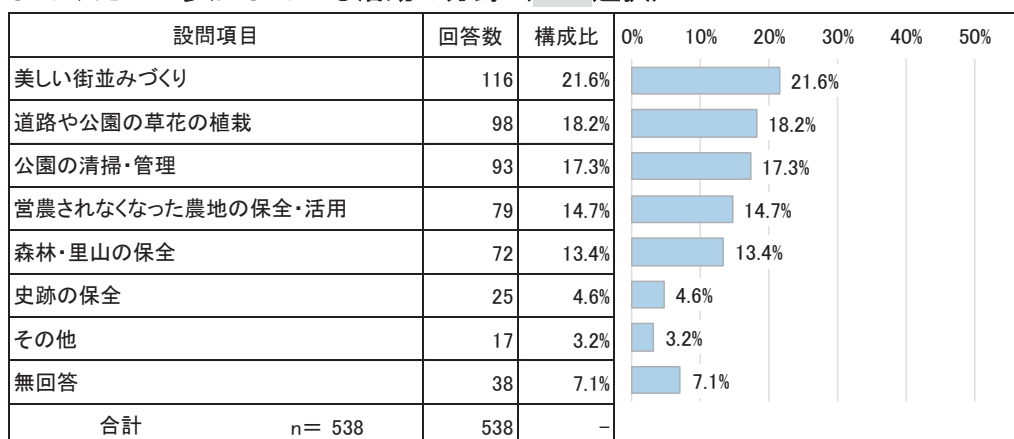


【回答者の年代別回答割合】



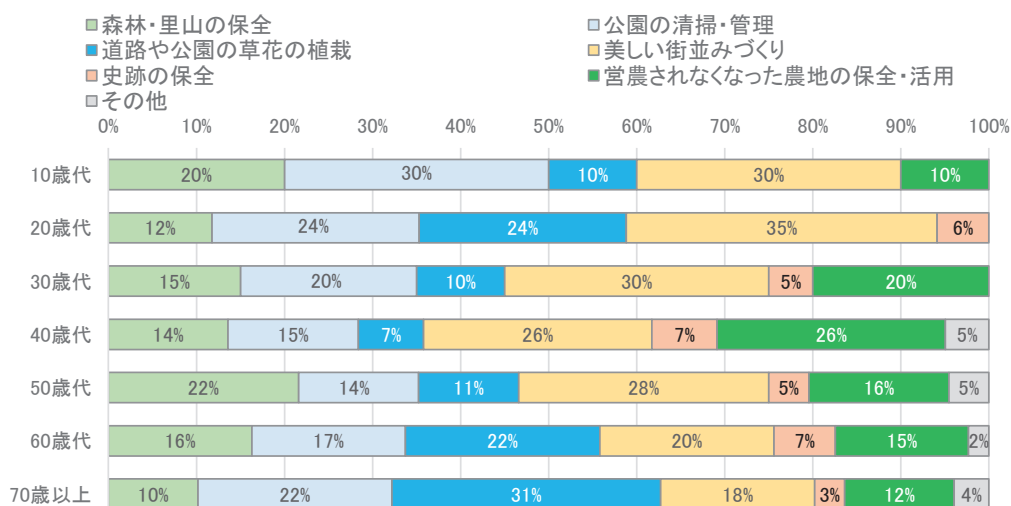
問9 問8で「参加してみたい・参加している」を選んだ方は、その活動の分野についてお答えください。また「参加したくない」を選んだ方は、その理由についてお答えください。

■参加してみたい・参加している活動の分野（1つ選択）

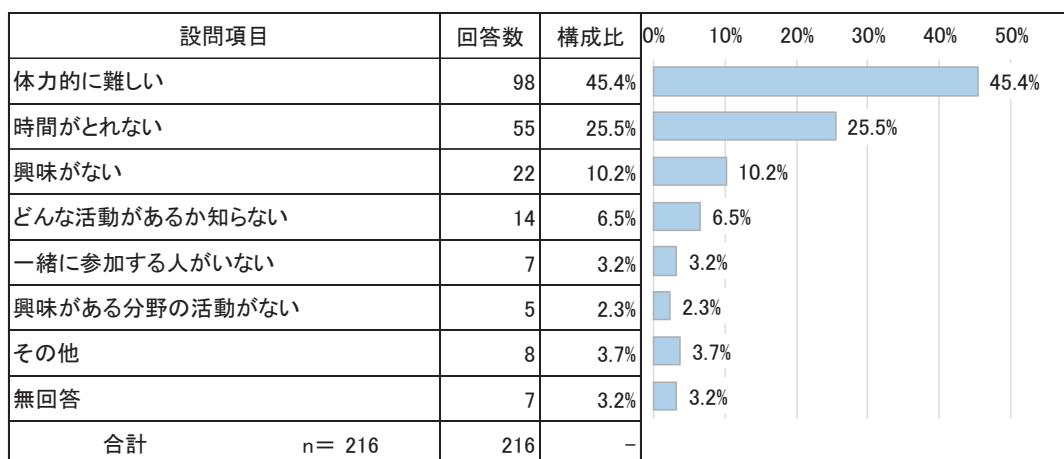


※構成比はnを分母として計算（n：問8の「1」「2」「3」「4」の回答者数）

【回答者の年代別回答割合】

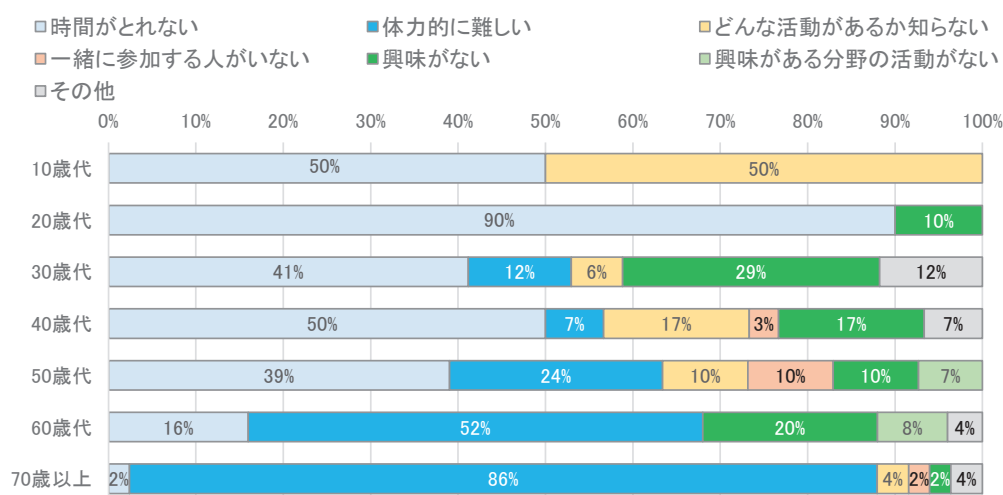


■参加したくない理由（1つ選択）

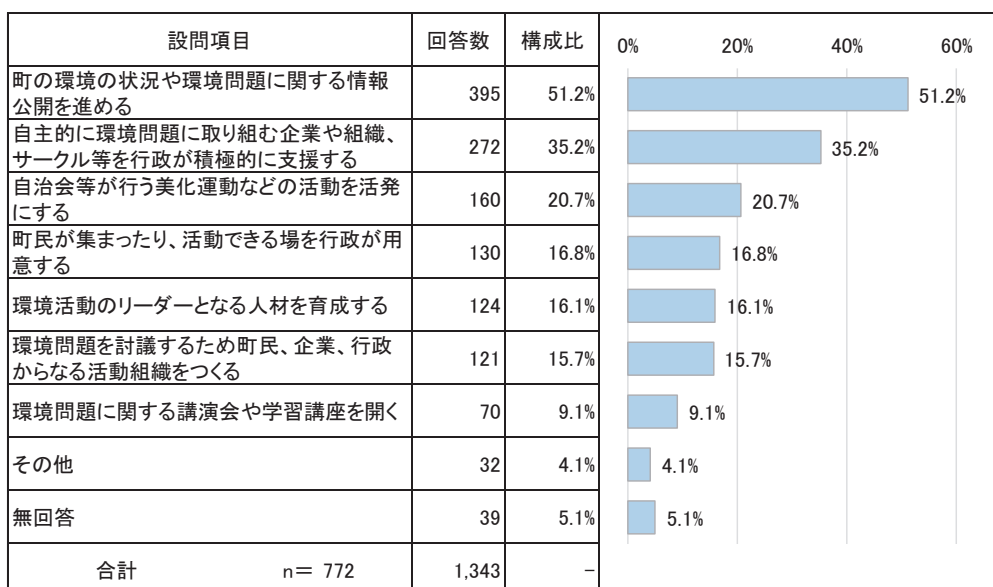


※構成比はnを分母として計算(n:問8の「5」の回答者数)

【回答者の年代別回答割合】



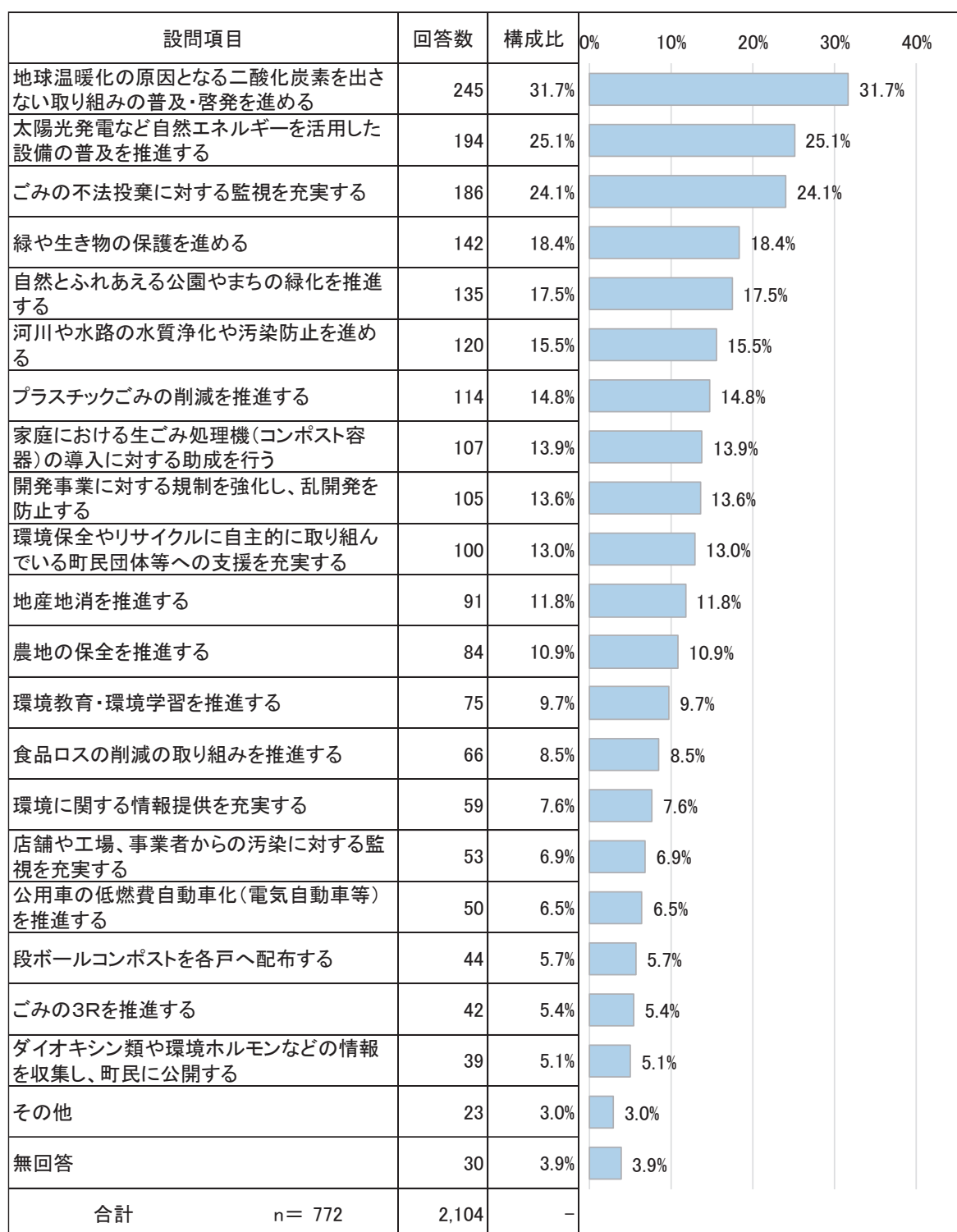
問10 様々な町民が環境づくりに参加するためには、行政はどのようなことを重点的に取り組むべきだと思いますか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

(7) 今後の大井町の環境行政の取り組みについて

問 11 大井町が行う様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えか。(1つ選択)



※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

2. 事業者アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

○調査対象：課税台帳をもとに無作為に抽出した 200 社の事業者

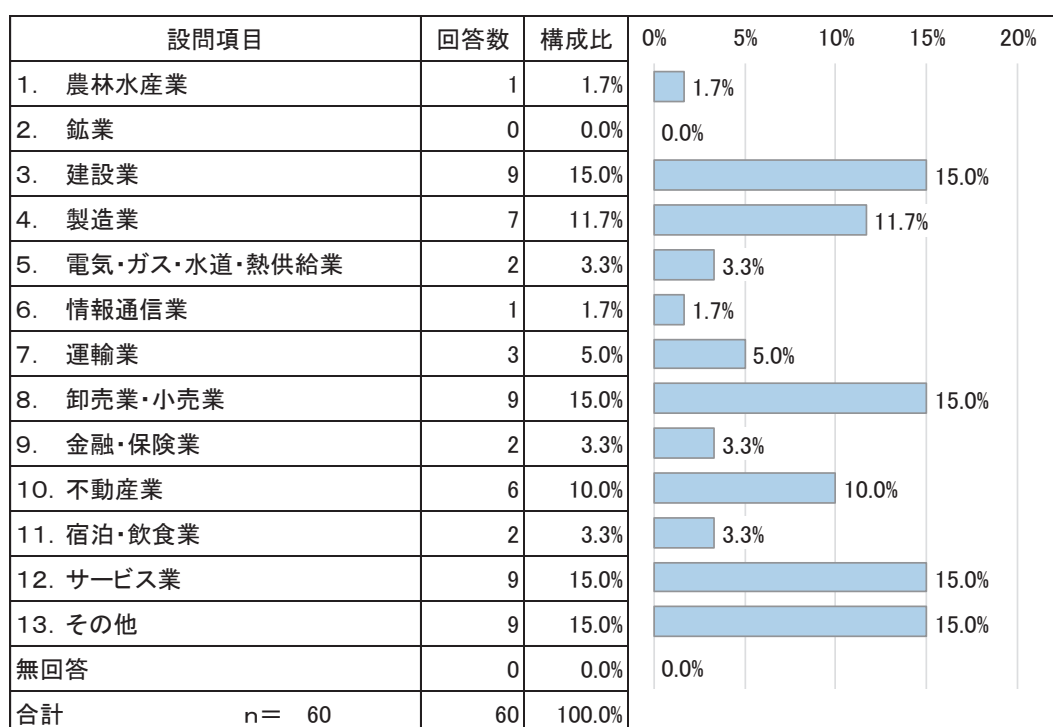
○調査方法：調査票を郵送し郵送による回収

○回 答 数：60 票 (30.0%)

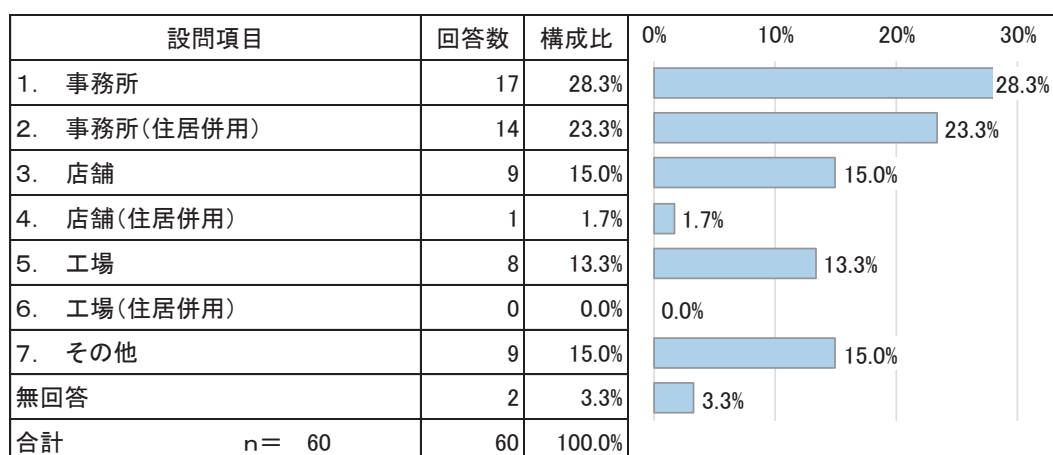
※回答欄に無記入のものを無回答として集計した。また、単一回答力所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計した。

(2) 事業者の属性

■業種



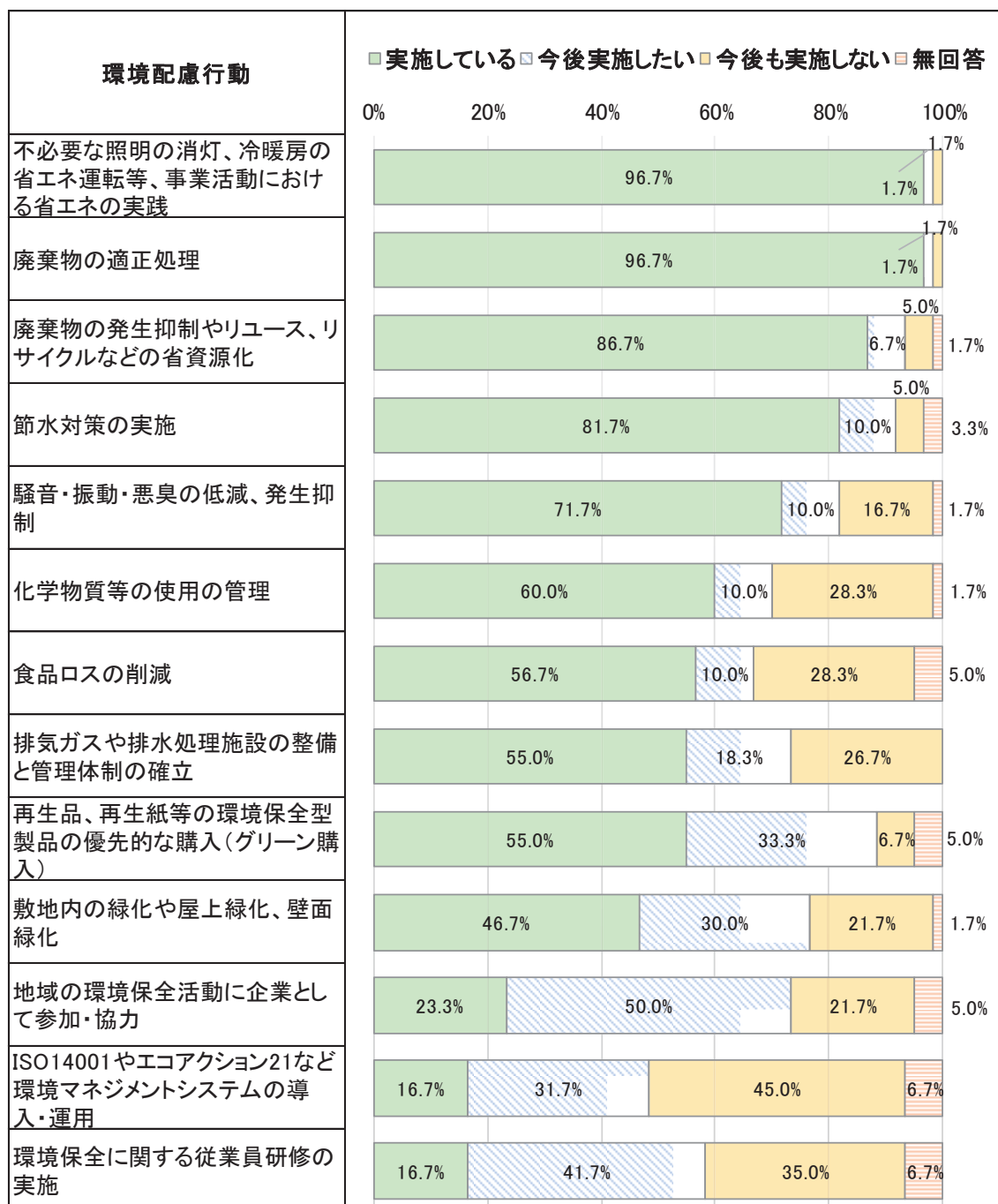
■事業形態



(3) 環境に配慮した取り組みについて

問 1 貴事業所内での環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)

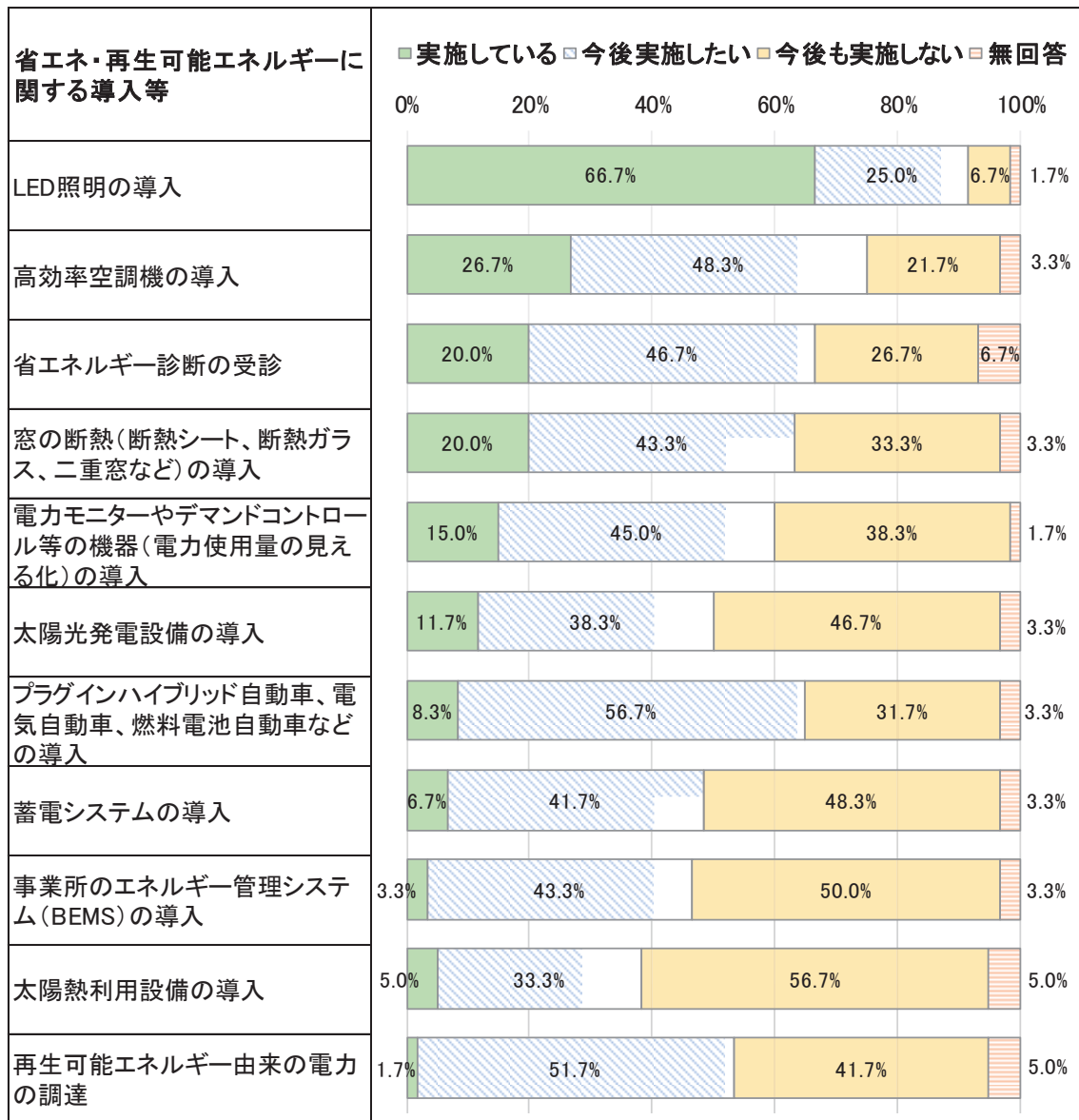
各項目のn=60



問2 省エネ・再生可能エネルギーに関して、次の導入等を行っていますか。

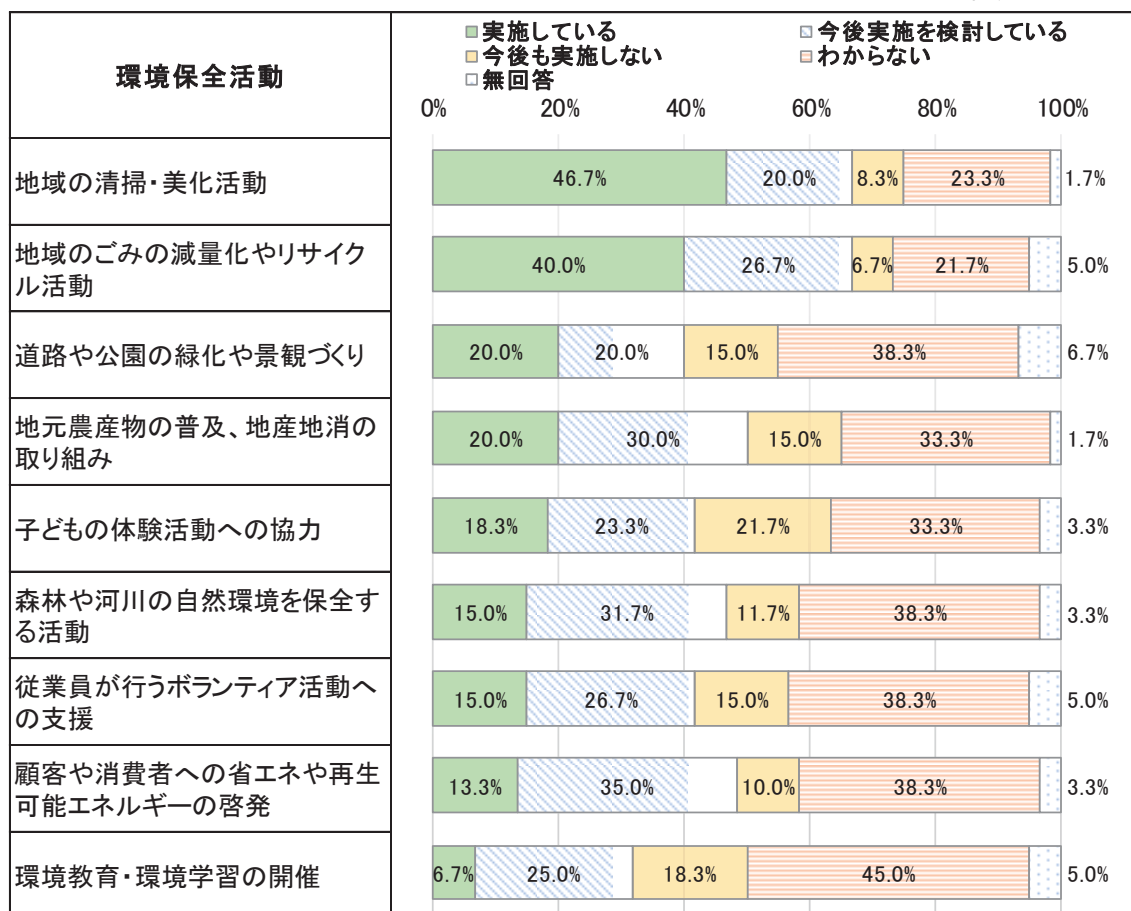
(それぞれ1つ選択)

各項目のn=60

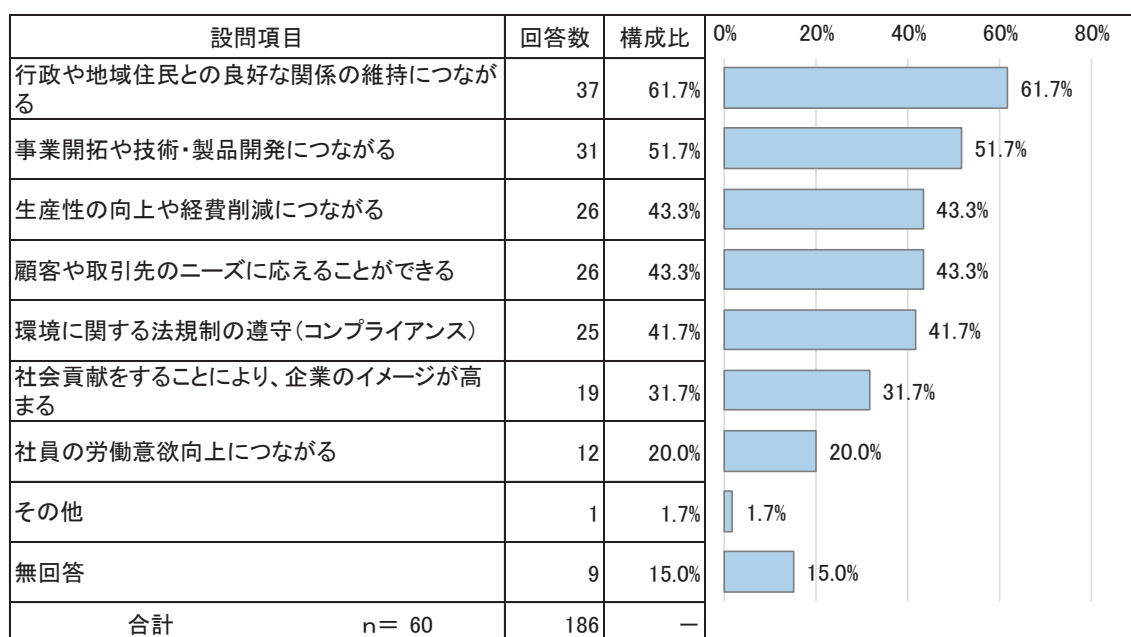


問3 住民等と連携した地域での環境保全活動として、次の取り組みを行っていますか、または行うお考えはありますか。（それぞれ1つ選択）

各項目のn=60



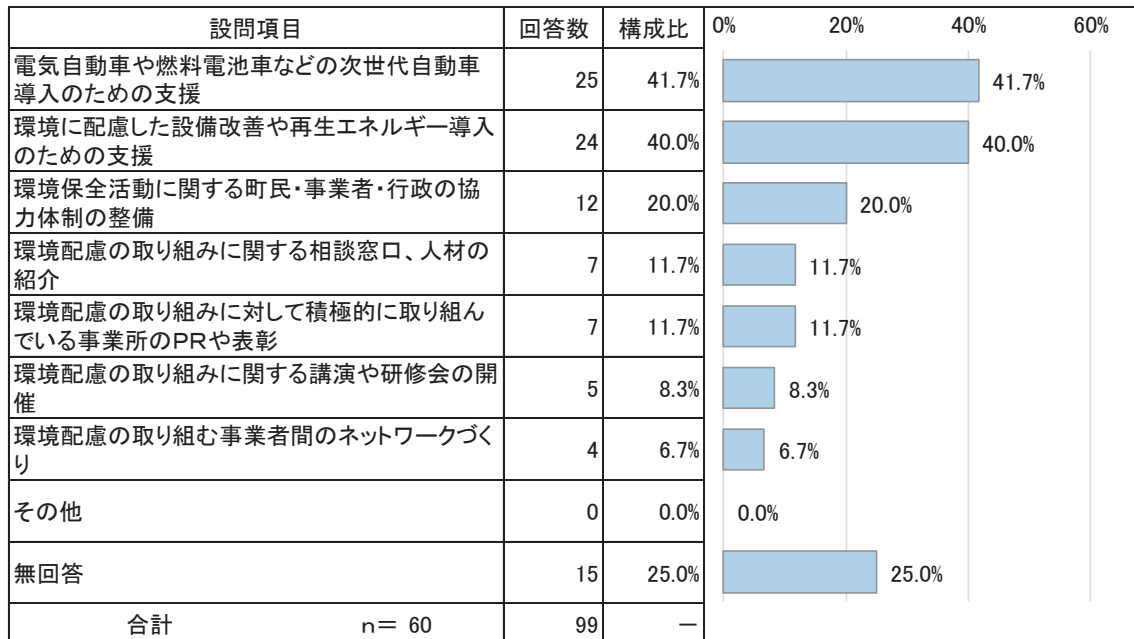
問4 問1の環境配慮や問3の保全活動に取り組んでいる、または今後取り組むとした場合、事業所におけるメリット（利点）として、何を期待するか。（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

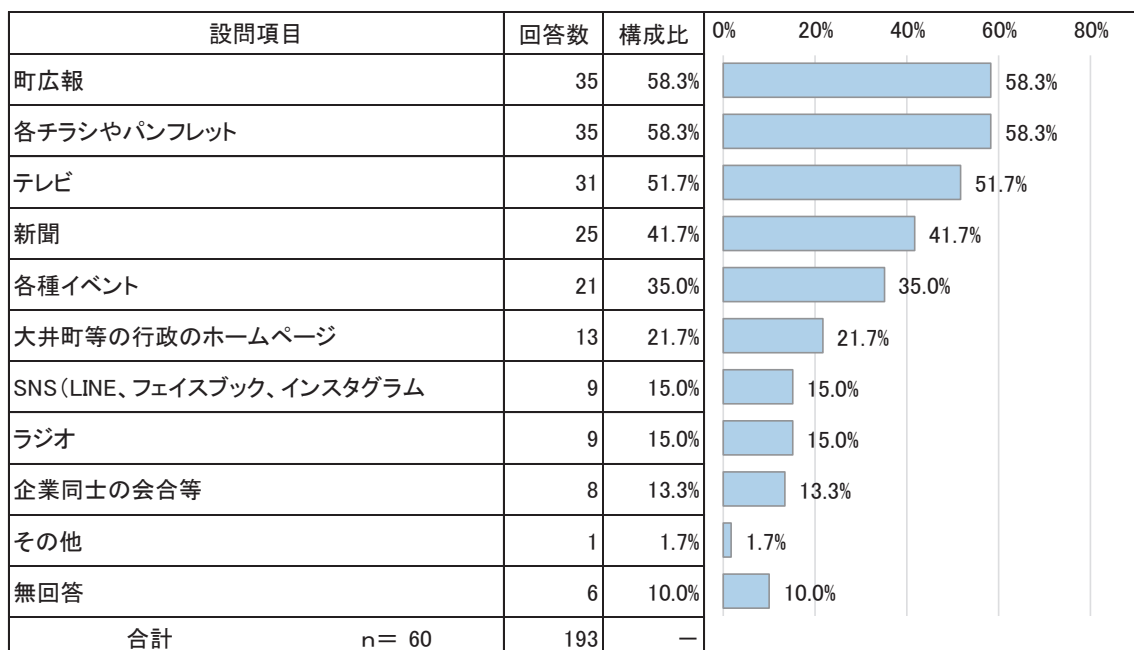
4. 環境の行政に対する期待（要望）について

問5 環境配慮に取り組むにあたって、行政に対してどのようなことを期待（要望）するか。
（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

問6 「地球温暖化対策」や「環境行政施策」に関する情報を取得する手法はどれか。
（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

資料 6. 用語解説

ア 行

あしがら上地区資源循環型処理施設

循環型社会の構築を目指すとともに、ごみ処理を取り巻く様々な課題に対応するため、神奈川県が平成 10 年に策定した「県ごみ処理広域化計画」に基づき、足柄上地区 1 市 5 町により整備の計画をしている新たなごみ処理施設。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する。本来、右中間に逃げる熱が、温室効果ガスによって地表面に戻る（再放射される）ことにより、地球の温度が一定に保たれている。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が代表的な物質として挙げられる。

カ 行

海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみが海洋に行き着くことで発生する問題のこと。プラスチックが持つ分解されずに長持ちする性質から、海に流れると、海洋生物の生態系に悪い影響を与えることとなる。

外来種

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息又は生育する生物。外来生物には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがある。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

カーボンニュートラル

炭素の意味である「カーボン」を「ニュートラル（中立）」の状態にするという表現であるが、「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを意味する。温室効果ガスの排出量を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出量から吸収または除去した量を差し引いて、全体としてプラスマイナスでゼロにするという考え方である。

かながわ森林再生 50 年構想

水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱・実行 5 か年計画、丹沢大山自然再生基本構想など、これまで森林に関する施策、計画、提言等で示されたものを取りまとめ、県内の森林全体について再生の方向とめざす姿を示したもの。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

環境パートナーシップ

住民や民間の団体が主体となって、相互の環境コミュニケーションを深めつつ、事業者や行政と密接な連携を図りながら、連携・協働して地域の環境を改善・創造していくこと。

環境負荷

人間が環境に与える負担のことであり、単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく環境の視点を重視し、環境への負荷ができるかぎりだけ少ないものを選んで優先的に購入していくこと。

グリーン成長戦略

「環境に配慮することが経済成長へ繋がる」ことを実現するための政策。

公共下水道

快適な生活環境の確保と川や海（公共用水域）の水質の保全を図るため、生活排水や産業活動などにより生じた汚水を受け入れ、処理した後、再び川や海へ戻したり、まちに降った雨などを雨水管により川や海にすばやく排水するなど水循環システムを健全に保つ施設。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

サ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないもの。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域を指定する。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクル

ルを進めることにより、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

水源林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する森林。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活における資源・エネルギーを効率的に利用すること。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生態系は、野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしており、その捉え方は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりから、地球という巨大な空間まで様々である。

生物多様性

地球上の多種多様な生命のつながりを表す言葉で、多くの生命は他のたくさんの生きものと支えあいながら存在していることを表す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロエミッション

産業活動が廃棄物、排水、排気などの排出物を出すことを当たり前とする産業構造を、全ての物が利用される資源循環型に転換すること。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出される二酸化炭素(カーボン)などの温室効果ガスを削減し、削減しきれない排出量を森林の吸収分と相殺して、実質的に排出量を0(ゼロ)にすること。

ゼロカーボンシティ

令和32(2050)年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。

タ 行

太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す社会のこと。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもの。生活雑排水は未処理のまま河川等に排出されるため、汚染や異臭の発生が懸念される。

地球温暖化

大気中に含まれる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、本来、地表を生物の生存に適した温度に保つ効果を持つが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加することで、地球の平均気温が上昇している状態。

地産地消

地域で生産された物(食品、農産物)を地

域で消費すること。また、地域で必要とする物は地域で生産すること。物を遠方から輸送する際のエネルギー（フード・マイレージ）の削減につながるという視点からも注目されている。

電気自動車（EV）

電気エネルギーで走行する自動車。動力装置は、電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。

ナ 行

二酸化炭素（CO₂）

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体であり、炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費などエネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でももっとも根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業を指す。廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを示しており、野焼き行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されている。

ハ 行

バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成により生体内に固定・蓄積され、エネルギー資源として利用できるもの。枯渇性資源ではない生物由来の資源。

廃棄物

廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器。沸騰に必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは3分の1程度である。

フードシェアリングサービス

売れ残りを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングする（組み合わせる）サービスのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

不法投棄

ごみが、山林や河川敷などの定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や現状回復のための措置が大きな課題となっている。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）

外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車のことで、電気自動車とは違いエンジンも搭載しているため、ガソリンエンジンで自走することもできる。ハイブリッド車に比べるとバッテリー容量も大きいものが多く、電気のみでの航続距離もハイブリッド車より長くなる。

マ行

マイバッグ

消費者が買い物の際にレジ袋を辞退するために持参する袋。レジ袋の使用を削減することにより、ごみの減量や、原料となる石油資源の消費抑制につながることが期待されている。

みかんの木オーナー制度

みかんの木1本ごとに契約を結ぶオーナー制度で、日ごろの木の管理は園主が行い、オーナーは収穫を楽しむだけ。申込受付はJ Aかながわ西湘相和支店が行っている。

ラ行

リサイクル

廃棄物などを再利用すること。原材料とし

て再利用する再生利用（再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）の2種がある。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される概念であり、リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階の見直しが求められる。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び利用する「製品リユース」や製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

数字・アルファベット

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）

令和12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、陸域及び海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したものの。

Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。Reuse（リユース）は、使用

済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。Recycle（リサイクル）は、再使用がでずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3 R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

BOD（ビー・オー・ディー：生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。水質環境レベルの指標として環境基準に用いられる。

OECD（オー・イー・シー・エム）

Other Effective area-based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と呼ぶ。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼ

ロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

ZEV（ゼブ）

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）のこと。